

建設工事等における電子契約の試行について

建設工事等における電子契約の試行については、クラウドサインという電子契約クラウドサービスを使用して、契約締結を行います。電子契約の契約書については、印紙は不要です。

■ 手順1：『電子契約利用同意書』を入札参加申請様式と一緒に提出

- ・山梨県と電子契約クラウドサービスを利用して契約を締結することに同意される場合は、『電子契約利用同意書』を提出してください。
- ・入札参加申請時に、電子入札システムにおいて、入札参加申請様式と『電子契約利用同意書』を1つのPDFにして提出してください。
- ・『（確認者1）契約締結権限者』には、契約締結権限を持つ方を登録してください。
- ・『（確認者2）担当者』には、電子契約クラウドサービスへの契約書類アップロード作業等を行う方を1名登録してください。『担当者』を登録しない場合は、『契約締結権限者』に契約書類アップロード作業等を行っていただきます。
- ・契約書の電子署名は、登録した確認者で大きい番号順で同意を行うことになります。『担当者』を複数名登録する場合は、最初に確認を行う『担当者』が、契約書類アップロード作業を行います。

例）担当者を1名登録する場合

『（確認者2）担当者』 契約書類アップロード・同意



『（確認者1）契約締結権限者』 同意 = 受注者の電子署名完了

■ 手順2：契約保証の手続き

- ・落札決定後、速やかに契約保証の手続きを進めます。
- ・契約保証の方法等により、契約書の記載が異なるため、山梨県から電話で確認を行います。契約保証の手続きのために、契約書の案が必要となる場合は、お申し出ください。

■ 手順3：書類を提出 【契約日の2営業日前まで（必着）】

- ・契約保証の手続きが完了したところで、保証書等を山梨県へメールや郵送等で送付してください。
- ・消費税免税事業者の場合は、「免税事業者届出書」（押印不要）をメールで送付してください。

■ 手順4：担当者が受注者作成書類をPDFでアップロードして同意

- ・山梨県が電子契約クラウドサービスに契約書をアップロードすると、電子契約クラウドサービスから『担当者』のメールアドレスに確認依頼のメールが届きます。
- ・内容を確認し、問題がなければ、受注者作成書類をPDFでアップロードして、「書類の内容に同意」のボタンを押してください。

受注者作成書類 ☐リサイクル法の書面 ☐建築士法の書面 ☐JV 協定書 ☐評価様式
※いずれの書類も該当する案件の場合のみ必要となります。

- ・内容に不備があり、同意できない場合は、「同意せず却下する」のボタンを押してください。

■ 手順5：契約締結権限者が同意 【契約日の1営業日前まで】

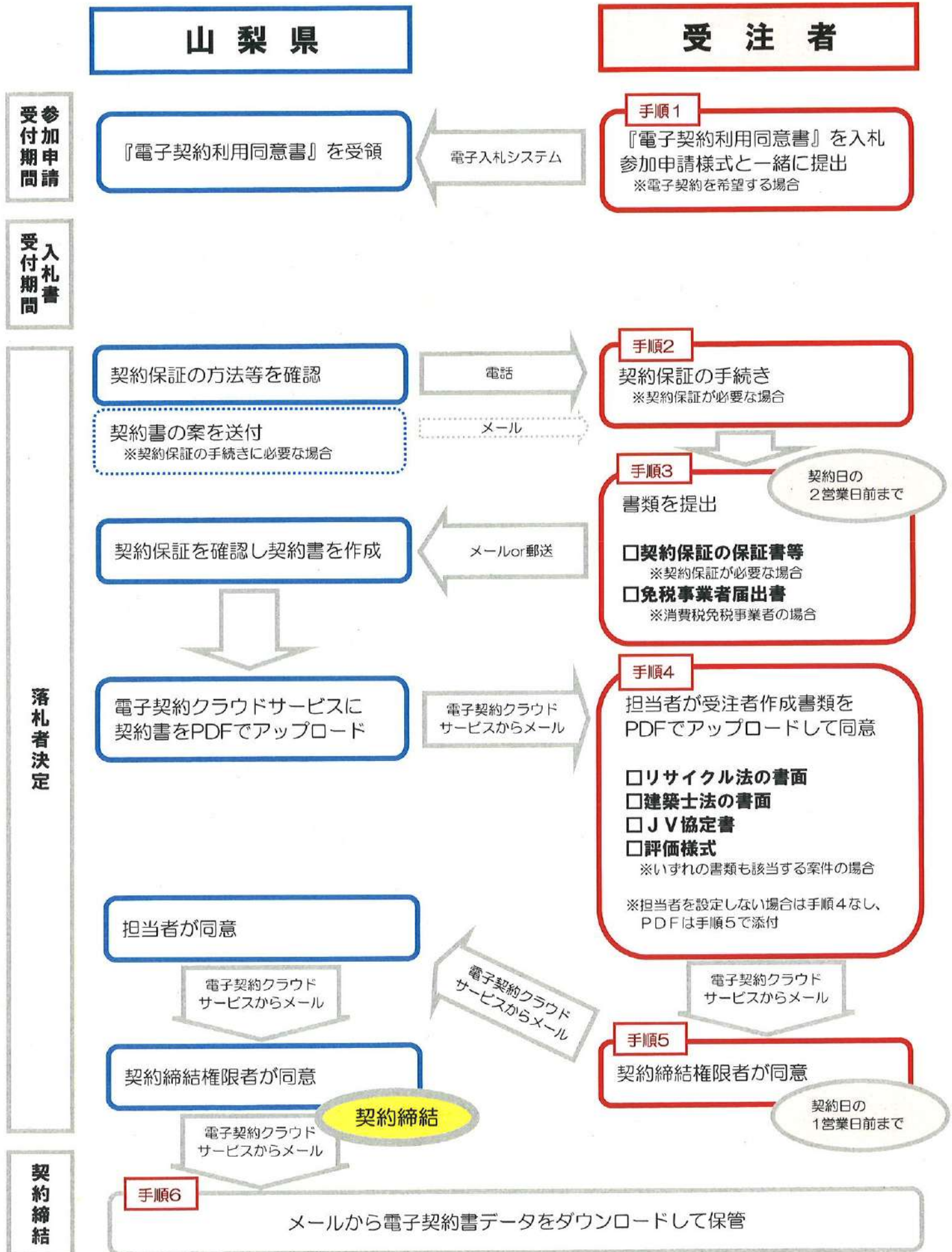
- ・『担当者』の同意が完了すると、電子契約クラウドサービスから『契約締結権者』のメールアドレスに確認依頼のメールが届きます。
- ・契約書の内容を確認し、問題がなければ、「書類の内容に同意」のボタンを押してください。『契約締結権者』の同意が完了すると、受注者の電子署名は完了します。
- ・内容に不備があり、同意できない場合は、「同意せず却下する」のボタンを押してください。

■ 手順6：電子契約書データをダウンロードして保管

- ・山梨県の同意が完了すると、契約が成立します。契約が成立すると、山梨県と受注者のすべての確認者に、電子契約クラウドサービスから締結完了のメールが届きます。
- ・メールから電子契約書データをダウンロードして、保管してください。
- ・クラウドサイン（電子契約クラウドサービス）の操作方法是、こちらからご確認ください。
<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5740915>
- ・電子契約においても、契約日は、従来どおり、落札者が落札通知を受けた日から7日目（県の休日の場合はその前日）です。電子契約では、山梨県の契約締結権限者が同意を行った日が契約日として記録が残るため、山梨県の契約締結権限者は、契約日当日に同意を行います。
- ・この試行においては、「工程表」や「現場代理人及び技術者通知書」等の契約書以外の書類については、従来どおり書面方式で提出していただきます。
- ・この試行においては、当初契約のみ電子契約で行い、変更契約については、従来どおり書面方式で契約を行います。

《お問合せ先》 山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当
電話番号 055-223-1673
開庁時間 平日 8:30-17:15

建設工事等における電子契約の手順フロー【受注者向け】



※契約書以外の書類は、従来どおり書面方式で提出していただきます。

(様式第1号)

年 月 日

山 梨 県 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
〔 担 当 者 名
電 話 番 号 〕

電子契約利用同意書

工事番号・業務番号	
契約名	

上記契約について、山梨県と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは次のとおりです。

(確認者1) 契約締結権限者

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

* 社内規則等により契約締結権限を持つ者であれば代表者である必要はありません

(確認者2) 担当者

※確認者1と同じ場合は記載不要

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

* 入札や見積など、契約に先立つ手続において県との連絡窓口となっていた担当者を記載してください

※確認者が3名以上必要な場合は適宜表を追加してください

※確認者2→確認者1の順に、契約書の内容確認(電子署名)依頼メールが届きます

(確認者1の電子署名後、県側の契約締結権者が電子署名を施すことで契約が成立します)

※本書は、参加申請時に電子入札システムで提出してください。(押印は不要です)

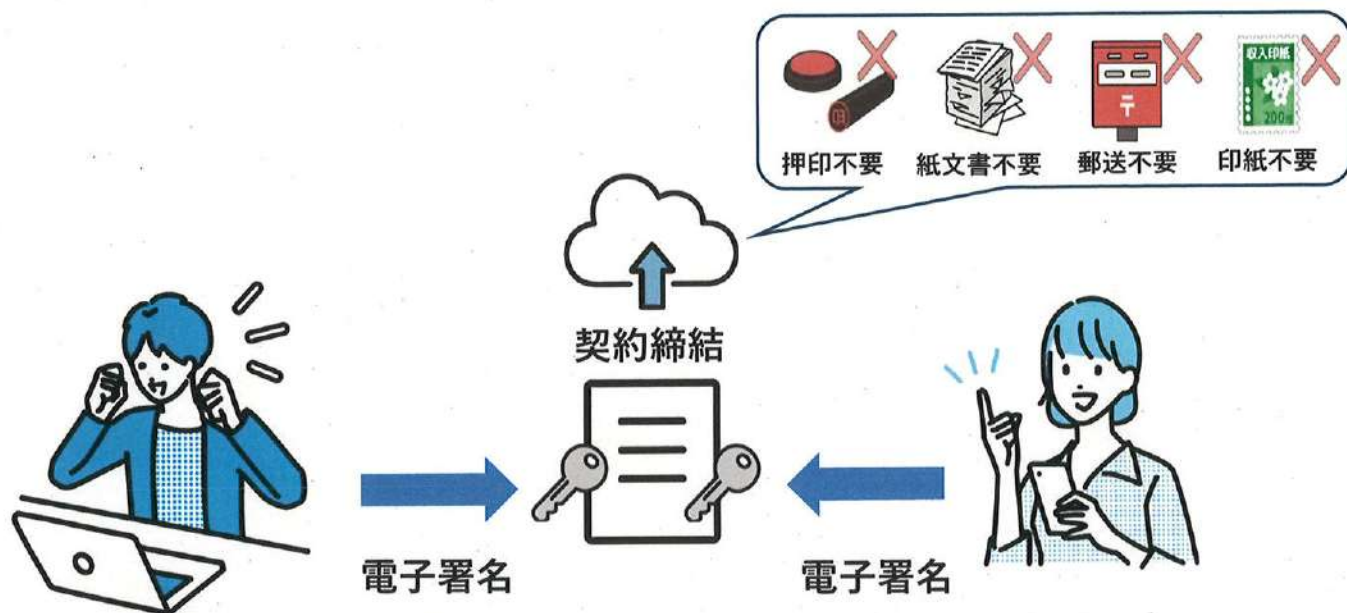
※建設工事請負契約においては、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。



電子契約 試行します

試行期間
R7.11～R8.1

パソコンやスマホから
いつでもどこでも契約が締結できます



メリット			
契約の迅速化	コスト削減	書類紛失リスクゼロ	来庁不要

建設工事等における電子契約締結の流れ

- ① 県の担当者から契約方法（電子契約 or 紙）の意向を確認します
電子契約による場合は「電子契約利用同意書」を電子入札システムで提出してください
- ② 契約内容の確認依頼メールが届きます
契約内容を確認し、問題なければ承認（＝電子署名）してください
- ③ 契約完了通知メールが届きます
上記②の後、県側で電子署名を施すことにより、契約が成立します
契約書をダウンロードして保管してください